

愛媛県美術館及び愛媛県教育文化会館清掃業務委託契約書（案）

愛媛県美術館（以下「甲」という。）と愛媛県立図書館（以下「乙」という。）と  
（以下「丙」という。）とは、次の条項により委託契約を締結する。

（業務の内容）

第1条 甲と乙は、愛媛県美術館及び愛媛県教育文化会館の清掃業務（以下「業務」という。）を別添「愛媛県美術館及び愛媛県教育文化会館清掃業務仕様書」により丙に委託し、丙はこれを受託する。

（委託期間）

第2条 業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は、金  
円（うち消費税及び地方消費税の額金 円）とする。

（契約保証金）

第4条 

{	・ 契約保証金は、金 円（契約金額の10分の1）とする。
	・ 契約保証金は、免除する。

《注》愛媛県会計規則第152条から第154条の規定によりいずれかを選択する。

（代理受領の禁止）

第5条 丙は、代金の受領を第三者に委任してはならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 丙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲と乙の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、丙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対し、売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲と乙の弁済の効力は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

（再委託等の禁止）

第7条 丙は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、

業務の一部については、あらかじめ甲と乙の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(調査等)

第8条 甲と乙は、必要があると認めるときは、丙に対して業務の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(完了報告及び検査)

第9条 丙は、毎月の業務を完了したときは、遅滞なく甲と乙に対して業務実施報告書を提出しなければならない。

2 甲と乙は、前項の報告書を受領したときは、10日以内に業務完了の確認を行うものとする。

3 甲と乙は、必要に応じて検査を行い、業務の実施が不十分と認められた場合は、改めて業務の実施を命ずることができるものとする。

(委託料の支払)

第10条 委託料の支払は月払いとし、毎回の支払額は別紙業務委託料支払内訳書のとおりとする。

2 前項の委託料は、甲と乙それぞれが分担して支払うものとし、それぞれの機関の支払率は次表のとおりとする。

機関別支払表

区 分	支 払 率
愛媛県美術館	%
愛媛県教育文化会館	%

3 前条第2項の検査終了後、丙は、委託料の支払を委託料請求書により請求するものとし、甲と乙は請求書を受領した日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

4 甲と乙は、その責めに帰すべき理由により支払期限内に請求金額を支払わないときは、支払遅延利息を丙に支払うものとする。遅延利息の計算は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年12月12日法律第256号）によるものとする。

(契約の解除)

第11条 甲と乙は、丙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき。

(2) 業務を遂行することが困難であるとき。

(3) 丙の役員等（丙が個人である場合にはその者を、丙が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問

その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められる者をいう。)又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団員等愛媛県暴力団排除条例(平成22年3月26日条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)と認められるとき。

(4) 丙が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(5) 丙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

(6) 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(7) 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、甲と乙は、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を丙に請求することができる。

3 第1項の規定により契約を解除したときは、丙は、委託料の10分の1を違約金として甲及び乙の指定する期限までに納付しなければならない。

(損害賠償)

第12条 甲又は乙は、丙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、丙に対し、その損害の賠償を請求することができる。

2 甲又は乙は、丙が委託業務の実施にあたり、故意又は過失により建物、機械器具及び備品等を破損若しくは亡失したときは、その損害の賠償を請求することができる。

3 丙は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し、甲、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第13条 丙は、業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第14条 丙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(協議事項)

第15条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙丙協議して定めるものとする。

この契約の証として本書3通を作成し、各者それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和3年4月1日

松山市堀之内  
甲 愛媛県美術館  
館 長

松山市堀之内  
乙 愛媛県立図書館  
館 長

丙

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、愛媛県個人情報保護条例の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

### (収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

### (複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

### (再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託する場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めなければならない。

3 乙が甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託したときは、委託業務に係る当該第三者の行為は、乙の行為とみなす。

### (資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

### (個人情報の運搬)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、

確実な方法により運搬しなければならない。

(実地調査)

第10 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理の状況について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第14 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。